平成２７年（フ）第１２１９号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ88―303号
債務者　北**原**　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７９号
大阪府豊中市庄内西町１丁目５番５号、前住所大阪府豊中市東泉丘４丁目３番５―401号
債務者　長谷川瑠美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４８号
大阪府枚方市交北３丁目１番19―301号
債務者　荒川　國男
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５２号
大阪市城東区今福西６丁目７番16号
債務者　黒瀬　　令
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５３号
大阪市城東区今福西６丁目７番16号
債務者　黒瀬紀代子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８４号
大阪府門真市大池町27番16―102号、前住所大阪府門真市松生町５番９－５号
債務者　田中　夕雅
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０４号
大阪府四條畷市岡山２丁目13番19号
債務者　佐藤　七三
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０５号
大阪府四條畷市岡山２丁目13番19号
債務者　佐藤小枝子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２１号
大阪市此花区伝法２丁目13番９号　佐藤方
債務者　有村　芳子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５３号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目11番３号　サザンクロス202号
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５７号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番21―703号
債務者　髙田　智栄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５号
山口県宇部市東見初町１番８号、従前の住所千葉県佐倉市石川643番地７　107号室
債務者　藤川由富貴
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２８号
山口県宇部市北小羽山町１丁目５番12―302号、従前の住所山口県宇部市港町２丁目４番１－２号
債務者　竹田　　基
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３０号
山口県美祢市大嶺町東分576番地７
債務者　千々松英治
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３２号
山口県宇部市大字東岐波3831番地４
債務者　今原　勝彦
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３３号
山口県宇部市大字東岐波3831番地４
債務者　今原　直美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３３号
岡山県倉敷市東富井832番地１　グランドハイム103
債務者　増原　礼華
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2112番地９
債務者　山下ゆかり
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係